

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 18 日付けで提出された住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 16 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

第 1 請求の受付

1 請求人及び請求書の提出年月日

請求人 (略)

提出年月日 令和 5 年 4 月 18 日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

直方市（以下「市」という。）が、令和 4 年度に事業者 A に交付した直方市大規模宴会場等事業継続支援給付金（以下「本件給付金」という。）500 万円は違法な支出であるため、市長に対し、本件給付金の返還請求など必要な措置を講ずべきことを求める。

(2) 違法とする支出及びその理由並びに求める措置

違法とする支出及び理由

1. 違法とする支出

令和 5 年 3 月 1 日に交付決定され事業者 A に支払った本件給付金 500 万円。

2. 違法とする内容とその理由

① 直方市補助金交付基準（以下「補助金交付基準」という。）に特例措置（以下「本件特例措置」という。）を設けたことは公正性を著しく害する違法な措置である。

本件特例措置は、事業者 A のために、本件給付金を交付することができるようにするためだけに設けられた。その理由は、本件特例措置が設けられ、本件給付金の要綱が改正されて再度申請期間が設定された直後に事業者 A が申請している状況に鑑みれば合理的に推認される。

② 事業者 A に本件給付金を交付したことは本件特例措置の運用基準に違反している。

本件特例措置には「各補助金の目的・性質や、交付対象者に対する公金の投入状況などを十分に勘案して行うものとする。」と明記されている。事業者 A には、令和 2 年度及び令和 3 年度に合計約 500 万円の公金が投入されているにもかかわらず、本件給付金の 500 万円が交付された。

3. 求める措置

事業者 A に支払った本件給付金 500 万円の返還を求めるとともに、本件給付金の違法な支出に関与した市長等の責任を明確にし、必要があれば賠償請求すること。

第2 請求の要件審査

本請求は、法第 242 条第 1 項の所定の要件を具備しているものと認め、令和 5 年 4 月 18 日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

事業者 A へ交付された本件給付金 500 万円は、違法な支出に当たるのか否かを監査の対象とした。

2 監査の対象機関

総合政策部 財政課、産業建設部 商工観光課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 7 項の規定により令和 5 年 5 月 10 日に陳述の機会を設けたところ、新たな事実証明書が添付された陳述書の提出があり、併せて陳述の聴取を行った。

(1) 陳述の要旨

1. 本件給付金を含む議案第 101 号について

本件給付金は、令和 4 年 11 月 30 日に 5 つの経済団体の連名で市長及び市議会議長に対して提出された「直方市内宴会事業者への支援の陳情書」には「直方市の自治体行政として直方市内宴会事業者への経済的支援や利用促進に向けた施策の検討」としか記載されていないにも関わらず、12 月直方市議会定例会（以下「12 月定例会」という。）が閉会する前日である同年 12 月 8 日に議案が提出された。議案は直方市高齢者物価高騰等緊急支援金（以下「高齢者支援金」という。）と直方市プレミアム商品券事業補助金（以下「商品券補助金」という。）と抱き合わせて議案第 101 号として追加提出され、翌日可決された。本件給付金について、市が想定している事業者はわずか 2 者、予算規模は計 1,000 万円だった。このような議案が議会閉会前日に追加提出されたことは、異常というべきである。

2. 本件給付金の第 1 期の申請について

令和 5 年 1 月 23 日から同年 2 月 1 日までに本件給付金の申請をした事業者のうち、3 つの事業者に 2 月 17 日付けで交付決定がなされた。

3. 本件特例措置について

令和 5 年 2 月 1 日、議会の同意を得ることなく本件特例措置が設けられ、本件給付金の交付要綱が改正されて市税滞納者にも本件給付金が交付されるようになった。この本件特例措置は無条件に適用されるものではなく、各補助金の目的・性質、対象者に対する公金の投入状況などを十分に勘案して行うように定められた。

4. 本件給付金の第2期の申請について

本件給付金の要綱改正後の申請は事業者 A だけであり、異例の速さで交付決定された。このような経過から、本件特例措置は、事業者 A のためだけに制定されたようなものであり、市長ないし市と事業者 A との癒着という疑惑を拭い去ることができない。

5. 本件給付金交付要綱第5条第1項第3号誓約書（様式第2号）（以下「誓約書」という。）への虚偽の記載について

事業者 A は、直方市旅行業及び宿泊業等事業継続支援給付金（以下「旅行業等給付金」という。）として令和2年度及び3年度に合計約500万円の交付を受けていたにもかかわらず、本件給付金の申請に際して提出した誓約書にはその事実を秘匿し、市は、旅行業等給付金の交付事実を無視して本件給付金500万円の交付を決定した。この決定は、本件特例措置の適用に関する運用基準に明らかに反するものであり、かつ、誓約書に虚偽の記載をした事業者 A に対しては、本件給付金の返還を求めるべき事由が存在することは明らかである。

4 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和5年5月15日に陳述の聴取を実施し、その他関係書類の調査、確認を行った。

(1) 陳述を徴取した関係職員

総合政策部長（総合政策部 財政課）

産業建設部長（産業建設部 商工観光課）

(2) 関係職員による陳述等の要旨

1. 本件給付金について

① 設定された経緯について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため地方創生臨時交付金などを活用しながら、商工部門では令和2年度より直方市旅行業及び宿泊業等事業継続支援対策、プレミアム付き地域商品券の発行などを行ってきた。旅行業や宿泊業・飲食業に関しては、全国旅行支援などにより需要は回復傾向であったが、大規模宴会場を主軸とした事業形態の事業者においては、大人数の飲食を伴う会合の自粛の影響が継続しており、経済的損失がなお甚大で、それが時間を追うにつれて拡大し危機的状況が増幅しているところであった。このような状況の中、令和4年11月14日付けで、市内の団体から市長に対して、「原油価格・物価高騰等から中小業者の営業と生活を守るための緊急要請書」と、令和4年11月吉日付けで、5つの経済団体の連名で市長及び市議会議長に対して、「直方市内宴会事業者への支援の陳情書」（これらの書面を合わせて「要望書等」という。）が提出された。これらを受け、事業継続が困難になっている宴会場を有する市内事業者等の事業継続を支援及び下支えするため、本件給付金交付要綱を新設した。

② 12月定例会採決の前日に提案しなければならなかった理由

前段で述べた要望書等の提出を機に、コロナ禍で宴会場を有する市内事業者等への支援が本件給付金の目的であることから、タイミングを逃さず適切な金額を交付して、当該事業者の再起を図ることが重要であり、事業継続を支援及び下支えするために早期に対応すべく、令和4年12月定例会に追加提案として提出した。

③ 本件給付金交付要綱の要件と申請期間を見直した経緯と理由

令和4年度は、令和2年4月の地方税法改正による地方税の猶予・減額などが完全になくなったため、事業の継続と市税の滞納の問題がクローズアップされた。コロナ禍の経済的損失が甚大で、その中で宴会場の維持費は一定額が常にかかり、時間を追うにつれて危機的状況が増幅していた状況にあった。このため、制約を付けることなく迅速に事業継続の支援、及び下支えをして、市内での大規模な会合の開催が困難になったり地域の発展に反する事態になったりすることを防ぐという本件給付金の目的を達成するために、本件給付金交付の検討当初から、滞納要件を外すべきではと考えた。

その理由として、第一に、事業継続を目的とした国の持続化給付金には滞納要件がないこと、第二に、令和2年4月の地方税法改正による猶予減額措置がすべて終了し、税負担が重くなることが想定されたことである。

この点につき本件給付金は国の持続化給付金と目的が同じであると考えられ、「市税の滞納がないこと」について、第3-4-(2)-2.-②に記載するように、本件特例措置を適用し、本件給付金交付要綱の改正を行っている。これは、最初から「市税の滞納がないこと」を削除してしまうと、限られた予算の中、滞納のない事業者が補助金を受けられない可能性があり、補助金交付の原則でもある公平性の観点から第1期申請を受け付け、第1期の申請件数や申請金額を見据えて第2期申請を受け付けることとしたものであり、第2期申請では市税の滞納がある事業者にも配慮し、交付要件を緩和した。

そこで、第1期申請を開始し、申請状況などを踏まえ、第2期申請に合わせて本件特例措置を適用し本件給付金の交付要綱を改正することとした。

本件給付金交付要綱の改正にあたっては、第2期は滞納のある事業者からの申請があり得たため、要綱第3条第1項第6号が定める事業継続の意思の有無については、個々の事業者にしっかり確認しなければいけないと思っていた。

④ 市税の滞納がないことを要件としないことに関する他の自治体の事例について

他の自治体の、コロナに関する支援策には何件か滞納要件のない事例はある。これらは、コロナ禍で事業継続が厳しくなっている事業者に対して、何より事業継続ができるよう支援することが目的ということで、当初からこの要件を設けていない。

⑤ 直方市小規模企業者物価高騰対策給付金と、本件給付金との内容の違いについて

直方市小規模企業者物価高騰対策給付金は、エネルギー価格や物価高騰による影響を受けている小規模企業者に対し、事業継続の負担軽減及び支援のため1事業者に対し5万円を給付するもので、対象事業者は業種による限定がない。それに対し、本件給付金はコロナ禍における経済的損失が甚大な大規模宴会場等等設置事業者に対する事業継続の支援及び下支えとなるものである。

⑥ 誓約書にある給付金の過去の不受給の要件について

誓約書の「給付金」は本件給付金に限定している。令和 2 年度、3 年度に設定した旅行業等給付金は旅行業・宿泊業・結婚式場業を対象としているのに対し、4 年度は特に危機的状況にある大規模宴会場等設置事業者を対象を絞っている。これらは、別の給付金としてとらえているため、本件給付金以外の給付金等については、誓約書の項目には含んでいない。

⑦ 給付金の財源について

本件給付金の財源は全額が市の一般財源であり国庫補助ではない。

⑧ 12 月定例会追加補正で本件給付金と高齢者支援金及び商品券補助金を合わせて、追加提案された経緯と理由について

本件給付金は要望書等を受け、これまで支援の対象となくかった大規模宴会場等設置事業者を対象に事業継続給付金を提案した。商品券補助金は費用を県と市の共同で負担する事業であり、県が 12 月定例会に提案を決めたことから、より迅速に利用者への支援につなげるため市も合わせて提案することとしたもの。高齢者支援金は、それまで支援の対象とならなかった 65 歳以上の高齢者から、物価高騰により生活が厳しい状況にあるという声を受けて追加議案として提出したもの。

2. 本件特例措置について

① 本件特例措置設定の経緯について

令和 5 年 2 月 1 日に、「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策として交付しようとする補助金に限り、補助金交付基準に定める「市税等を滞納していない事」を交付要件としない事。」とする本件特例措置が設けられた。適用の期間は、「令和 5 年 5 月 8 日までに補助金交付申請がなされたもの」とされている。

補助金交付基準が市税等の滞納の有無を確認することなく補助金を交付することを認めていない一方、新型コロナウイルス感染症拡大以降、国の実施する持続化給付金など財源への滞納の有無を問わない全国的な支援策が実施されるようになったこと、市もコロナに関して市財源への滞納の有無を問わない支援策を複数実施していることから、この要件はコロナに関する支援策については変更すべきではないかとの問題意識があった。その中で、本件給付金のように、国の実施する給付金と目的・性質が同一であっても、財源への滞納の確認の有無が異なるものもあることも踏まえ、滞納要件を外すことが必要な場合もあると判断し、本件特例措置を設けるに至った。

② 本件特例措置決裁時に示された「各補助金の目的・性質や、交付対象者に対する公金の投入状況などを十分に勘案して行う」（甲第 3 号証）の考え方と、本件給付金に対して本件特例措置を適用した理由について

本件特例措置の考え方にある「交付対象者」とは、要綱で定める「交付対象者」を想定しており、個別の申請者に対してさらに補助金の交付状況を審査し、その結果次第で交付をしないような扱いをすることは想定していない。また、「公金の投入状況など」を勘案して本件特例

措置を適用しない場合としては、国や県などによる同趣旨の補助金や、事業者への需要喚起策が間近い時期に予定又は実施されているような場合を想定している。このような場合、支援の必要はあるものの滞納者を含む可能性のある交付対象者に対し、市の有する財源から敢えてお金を出さなくても補助金の意図を達成できる可能性があるからである。

上記の考え方を踏まえ、本件給付金に対して本件特例措置を適用した理由は、まず、本件給付金が新型コロナウイルス感染症に伴う支援策であること、次に、「交付対象者に対する公金の投入状況など」を勘案しても補助金の意図が達成できる状況ではなかったということである。この時期、コロナ禍での経済的損失が甚大で危機的状況が増幅している状況にある大規模宴会場等設置事業者に対して、事業継続支援等の交付金が別途投入されるといった状況もなかった。

③ 補助金交付基準を見直す際に議会の同意や承認は必要ないか

本件給付金交付要綱や補助金交付基準について議会の議決の必要はない。

5 監査委員（議会選出）の交代

監査執行中の中途において、田代文也監査委員が5月1日に直方市議会議員の任期を終え、その後は監査委員職務執行者としてその任務を遂行した。6月2日に中西省三監査委員が就任し、田代文也監査委員職務執行者は任務を終了した。

第4 監査の結果

1 認定した事実

措置請求書、事実証明書、請求人による証拠の提出及び陳述、関係職員による陳述、関係職員の事情聴取及び関係各課からの提出書類により、監査の対象事項について次の事実を認定した。

(1) 本件給付金の制定経緯について

本件給付金の目的は、新型コロナウイルス感染症拡大及び物価高騰の影響により、売上げが減少した市内の宴会場等を設置し営む事業者に対し、事業の下支えをするための給付金を交付し、もって事業の継続を支援する、というものである。令和4年12月定例会において、12月8日に議案第101号で追加提案として提出され、議決後、交付要綱が令和4年12月9日（告示第264号）に告示されている。本件給付金の財源は全額が市の一般財源である。

(2) 本件給付金が高齢者支援金と商品券補助金の議案と合わせて提案された点について

市長及び市議会議長に対し、市内5つの経済団体の連名で市内宴会事業者への経済的支援を要望する陳情書が提出され、本件給付金が、高齢者支援金と商品券補助金の補正予算と合わせて、年内に早急に対応すべきとの判断から追加議案第101号として提出された。本会議で質疑後、各常任委員会に付託され審議されており、採決では原案のとおり可決された。

(3) 本件監査（給付金の支出）に係る主な法令等について

1. 法

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。（法第232条の2）

公益上の必要性に関する判断については、一般的には地方公共団体の長に裁量権が認められ、裁量権の逸脱濫用がある場合にのみ、当該寄附又は補助が違法になるとされている。(注釈地方自治法)例えば、熊本地方裁判所判決(昭和51年3月29日「昭和48年(行ウ)4号補助金支出処分取消請求事件」)においては、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる旨定めているが、その内容を具体的に定めていないから、地方公共団体が同条の規定の趣旨に従って、右交付処分が住民にもたらすであろう利益、程度等諸般の事情を勘案して判断すべきことになるが、その判断につき著しい不正もしくは法令違背が伴わない限り、これを尊重することが地方自治の精神に合致する所以というべきである」とされている。

2. 直方市補助金交付規則

- この規則は、法令並びに条例又はその他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。(第1条)
- 市長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。(第17条第1項)
- 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。(第17条第2項)

3. 本件給付金交付要綱

(本項内に限り、本件給付金交付要綱を引用するため「本件給付金」を「給付金」と表記する。)

- この要綱は、直方市補助金交付規則(平成3年直方市規則第6号)第3条の規定に基づき、直方市大規模宴会場等事業継続支援給付金(以下「給付金」という。)に関し必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症拡大及び物価高騰の影響により、売上げが減少した市内の宴会場等を設置し営む事業者に対し、事業の下支えをするための給付金を交付し、もって事業の継続を支援することを目的とする。(第1条)
- 大規模宴会場等設置事業者 法人(市内に事業所等を有するものに限る。)及び個人事業者(市内に事業所を有するものに限る。)で、事業を行う施設内に70平方メートル以上かつ50人以上収容できる宴会場等を有する事業者をいう。(第2条2号)
- 給付金を交付する対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、大規模宴会場等設置事業者であって、次に掲げる事項の全てを満たすものとする。
 - (1) 令和4年12月において、直方市内で事業を営んでいる者
 - (2) 法人市民税又は市民税の納税地が直方市であり、直近の事業年度の申告を終えている者
 - (3) 給付金の交付を受けたことがない者
 - (4) 直方市暴力団等追放推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条に規定する暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない者
 - (5) 給付金の交付を受けた後も事業継続の意思があること。(第3条 令5告示31・

一部改正)

- 給付金の額は、令和 4 年 1 月から 9 月のいずれかの月間売上額と令和元年の同月間売上額を比較し、50%以上減少している 1 月について、その差額に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。(第 4 条抜粋)
- 市長は、給付金の支給を受けた後に、交付要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、当該給付金の全部又は一部の返還を求める。(第 8 条)

4. 直方市補助金交付基準

新型コロナウイルス感染症拡大よりも前の平成 30 年 3 月の改正が最終である。

- この基準は、直方市が交付する補助金について、その交付を決定する際に統一的な基準を定めることにより、補助金を効果的かつ効率的に運用し、その適正かつ公正な交付を図ることを目的とする。(1.目的)
- この基準における「補助金」とは、直方市補助金交付規則(平成 3 年 3 月 30 日直方市規則第 6 号)第 2 条のとおり、市が市以外の者に対して交付する補助金、交付金及び利子補給金(公共団体に対し交付するもの、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。)をいう。(2.定義)
- 公平性の観点から、補助対象となる者については個人、団体を問わず市税等を滞納していないことを要件とする事。(3.交付基準 基準⑥その他事項に関すること(2)2.)

(4) 持続化給付金の交付要件について

持続化給付金とは経済産業省が行っている交付金のことである。新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給する制度であり、令和 2 年 5 月～令和 3 年 2 月にかけて実施されていた。交付要件は以下のとおりである。

1. 令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者。
2. 令和元年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満、又は、上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下である事業者。

不交付要件の中に、税の納付に関する定めはない。

事業全般に充てられていた持続化給付金の内容は現在、持続化補助金をはじめさまざまな各種助成金・補助金制度に分類されている。

(5) 市のコロナに関する支援策について

令和 4 年度の市のコロナに関する支援策の内、次の要綱については「市税の滞納がないこと」の要件はない。

◇ 直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱

- ◇ 直方市原油価格・物価高騰等臨時特別給付金支給事務実施要綱
- ◇ 直方市高校生等学業支援金給付事業実施要綱
- ◇ 直方市紙おむつ等物価高騰対策補助事業実施要綱
- ◇ 直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱

(6) 本件給付金の周知及び第 1 期の申請状況等について

本件給付金は、12 月 13 日に市の公式ホームページで公開され、翌年 1 月 1 日号の市報と 1 月 15 日号の商工会議所ニュースでそれぞれ周知されることとなった。また、第 1 期の申請は令和 4 年 12 月 12 日から令和 5 年 2 月 10 日までとされた。

第 1 期の申請から交付（不交付）決定まで

- ◇ 事業者 B・・・受理 1 月 30 日 （申請 1 月 30 日 交付決定 2 月 17 日）
- ◇ 事業者 C・・・受理 2 月 1 日 （申請 2 月 1 日 交付決定 2 月 17 日）
- ◇ 業者者 D・・・受理 2 月 6 日 （申請 1 月 23 日 交付決定 2 月 17 日）
- ◇ 事業者 E・・・受理 2 月 9 日 （申請 2 月 9 日 不交付決定 2 月 17 日）

また担当者は、申請した 4 事業者以外からも、複数の事業者から問い合わせを受けたとされている。事業者 D は 1 月 23 日に申請したが、申請内容の確認が複数回行われ 17 日に交付決定され交付額が確定した。

事業者 B 及び事業者 C については、受理後の審査段階で追加提出が必要な書類があり、事業者 D の交付決定を待って同日に交付決定され交付額が確定した。

なお、事業者 E は 2 月 9 日に申請し、同日受理されたが、同月 17 日に給付金の不交付が決定された。

(7) 本件特例措置の設定及び本件給付金交付要綱の改正について

本件特例措置は以下のとおりである。（本項内に限り、「直方市補助金交付基準に特例措置を設ける事について」を原文のまま記載する。）

「直方市補助金交付基準に特例措置を設ける事について」

● 特例措置

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策として交付しようとする補助金に限り、本市補助金交付基準に定める「市税等を滞納していない事」を交付要件としない事。ただし本特例措置は無条件に適用されるものではなく、適用しようとする場合は、適用するに足る十分な理由と、市長決裁を必要とする事。

● 特例措置の考え方

1. 近年の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、個人の生活や企業の運営が苦しくなっていることを考慮した場合、市税等の納付が滞ることは十分に考えられる。
2. 本市の補助金交付基準では、公平性の観点から補助対象となる者については個人、団体を問わず、市税等を滞納していないことを交付要件としているが、この要件によって公の支援が迅速に行えない状況がある。
3. しかしながら、市の補助金の原資は地方税や国税であり、これらを納めていないにもかかわらず補助金のみを受給することは公平性を著しく欠く行為であり、社会通念上容認できない。

4. よって本特例措置を適用しようとする場合は、各補助金の目的・性質や、交付対象者に対する公金の投入状況などを十分に勘案して行うものとする。

本件給付金交付要綱では、当初、第3条第1項第5号で「市税の滞納がないこと」を交付要件の一つとしていた。

令和5年2月1日に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種支援策として交付しようとする補助金に限り、補助金交付基準に定める「市税等を滞納していない事」を交付要件としない事とする本件特例措置が設定された。本件特例措置の考え方には、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、個人の生活や企業の運営が苦しくなっていることを考慮した場合、市税等の納付が滞るとは十分に考えられるとされている。本件給付金交付要綱が令和5年2月20日付けで改正されて交付要件の「市税の滞納がないこと」が削除され、申請期間が変更された。

(8) 監査対象機関の職員が述べた「滞納要件」について

陳述を聴取した際に関係職員が述べた、「滞納要件」とは「市税の滞納がない」ことである。

(9) 本件給付金の周知及び第2期の申請状況等について

令和5年2月20日付けで改正された本件給付金は、同月24日に市の公式ホームページで公開され周知されることとなった。また、第2期の申請は令和5年2月27日から同年3月10日までとされた。

事業者Aからの申請書は令和5年2月27日付けで提出され、同月に商工会議所の経営相談の一環の経営診断で作成されていた事業改善計画書が添付された。その後、当該申請が、補助金交付要綱及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか審査を行い、他の提出資料に不備が無かったことから3月1日付けで給付金の交付が決定され交付額が確定した。

(10) 事業者Aに対する過去の補助金交付について

令和2年度、令和3年度に、旅行業等給付金として合計492万4千円が交付されている。財源は、いずれの年度も全額が国庫補助金である。

(11) コロナに関する支援策における他の自治体での税の納付要件について

県内では筑後市で、全国でも宮崎県や岩手県でコロナ禍の事業継続の支援が目的で「市税等を滞納していない事」を交付要件としていない自治体がある。

(12) 誓約書について

本件給付金の申請に当たり提出することとなっている誓約書の2(改正前3)に「過去に直方市大規模宴会場等事業継続支援給付金を受給したことはありません。」と記載されている。

(13) 本件給付金の交付に関わる事務処理について

本件給付金交付要綱が改正される前の、4事業者(事業者B、事業者C、事業者D、事業者E)の申請に対する受付や、支出に関する財務の帳票には、番号(No.1~No.4)が振られており、そのうちの

3者（事業者B、事業者C、事業者D）の交付が決定し、支出されている。そして、本件給付金交付要綱が改正された後に申請した事業者Aに関する文書には、【第2期】NO.1と番号を振られており、改正前に申請した4者と区別されている。また、事業者Aへの支出に関する帳票の摘要欄に、「大規模宴会場等事業継続支援給付金【第2期】」との記載がある。

(14) 要望書等の提出について

要望書等の提出時期については、第3-4-(2)-1.-①に記載のとおりである。要望書等の中で、直轄民主商工会からは、「新型コロナの影響で減収幅の大きい事業者に直接支援を行うこと。」と、減収幅の大きい事業者に対する緊急支援の要請があった。

また、5つの経済団体とは、直方商工会議所、直方鉄工協同組合、公益社団法人直方法人会、一般社団法人福岡県中小企業家同友会のおがた支部、一般社団法人直方青年会議所である。

(15) 大規模宴会場等の庁内利用の現状

庁内でも、福岡県のコロナの緊急事態宣言に併せて、令和2年4月3日に人事課が「職員同士の飲食を伴う会合については中止または延期」と庁内の情報共有ツールである掲示板で周知されて以降、令和4年9月15日まで約20回にわたり、大人数・長時間の会合の禁止が周知された。その間、少人数、4名以内等、小規模の会合は行われていた期間はあるが、所属全体など大人数の会合は行えない状況であった。

(16) 「直方市旅行業及び宿泊業等事業継続支援金給付金」から本件給付金に切り替えたことについて

令和2年度、3年度に実施した、旅行業等給付金の対象事業は「旅行業、宿泊業又は結婚式場業」であり、これらの業種に対して、令和4年度には、全国旅行支援や市が実施した食べるトラベルキャンペーンなどで、国や地方自治体が観光業界の活性化や地方経済の振興を図るための取り組みを行った。また、経済産業省の第3次産業活動指数（観光関連産業指数の動向）を確認すると「宿泊業」「旅行業」「飲食業」は回復途上にあることから、令和4年度には対象者を大規模宴会場等設置事業者とし、本件給付金での支援を行った。

(17) 宴会場等の利用促進の検討について

第3-4-(2)-1.-①に記載した、要望書等の提出を受け、令和4年12月2日（金）の庁議において、職員には感染対策に留意しながら市内飲食店・宴会場の利用検討の依頼があった。商工会議所を含め陳情団体においても、会合等の積極的な宴会場の使用が検討された。

2 認定した事実に基づく判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 本件給付金の公益上の必要性

本件給付金の交付対象者は大規模宴会場等設置事業者であるが、対象となる市内の大規模宴会場等は、直方いこいの村が閉鎖された現在、数が限られている。これらの施設は、新型コロナウイルス感染症が2類から5類へと移行した今後、市民や企業の様々な催しの会場として活用され、市内経済の活性化にも大きく寄与すると見込まれている。市内に大規模宴会場等を確保することは、当該施設及び取引事業者等の雇用を維持し、ひいては地域経済を支えていくこととなるため、市全体の利益につ

ながるものと期待でき、公益上必要があると認められる。

(2) 請求人が、事業者 A に本件給付金を交付するために本件特例措置を設定したことは公平性を著しく害する違法な措置である、と主張する点について

本件特例措置に合理性がなければ、本件特例措置に基づいて制定された本件給付金交付要綱も合理性を欠き、本件給付金交付要綱に基づいてなされた事業者 A に対する交付決定も違法になる可能性がないとは言いきれない。請求人の主張はこの趣旨であると考えられることから、本件特例措置の合理性を検討する。

1. 本件特例措置そのものの合理性について

請求人は本件特例措置の設定の動機の不当を主張しているものと思われるが、念のために本件特例措置そのものの合理性を検討する。

本件特例措置は諸事情を考慮し、十分な理由がある場合には、市税を滞納していないことを交付要件としないことを認めるものである。

第4-1-(3)-1. 記載のとおり、「寄附又は補助」の違法性は「公益性の必要性」の有無で判断されるもので、税金等の滞納のないことは必ずしも要件にしなければならないものではないから、本件特例措置そのものが合理性を欠くとは言えない。

2. 本件特例措置の設定の経緯について

請求人は、本件特例措置が事業者 A に本件給付金を交付するためだけに設定されたことは明らかだと主張する。

① 請求人の主張について

しかし、以下の2点を考慮すると、請求人の主張はすぐに肯定できるものではない。

第一に、本件特例措置は「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策として交付しようとする補助金」(第4-1-(7))全般が対象になるもので、本件給付金に対してのみ適用されるものではない。

第二に、本件給付金に「市税等を滞納していない事」という交付要件を付さないことを目的にするのであっても、必ずしも本件特例措置を設ける必要はない。

本件給付金交付要綱は、上記第4-1-(3)-1.に記載の法232条の2が地方公共団体の長に認めた裁量権につき、その行使の内部基準を定めた広い意味での裁量基準であると考えられる。補助金交付基準は本件給付金交付要綱を定める際の準則であると言えるから、やはり裁量権行使の準則であると考えられる。

そして、「行政庁がその裁量に任された事項について裁量権行使の準則を定めることがあっても、このような準則は、本来、行政庁の処分妥当性を確保するためのものなのであるから、処分が右準則に違背して行われたとしても、原則として当不当の問題を生ずるにとどまり、当然に違法となるものではない。処分が違法となるのは、それが法の認める裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限られる」とした最高裁判所の判例がある。(最高大判昭和53年10月4日「昭和50年(行ツ)120号在留期間更新不許可処分取消請求上告事件」)

よって、仮に本件特例措置がなくとも、本件給付金交付要綱や同要綱に基づく交付決定の適法性が否定されるわけではない。

また、「市長が特に認めるもの」は補助金交付基準の対象となる「補助金」から除外される（第4-1-(3)-4.）。このため、市長には、補助金交付基準そのものを適用せず補助金を交付する裁量も認められていると言える。このことから、本件特例措置がなくとも補助金交付基準の規律を受けずに補助金を交付することは可能であると考えられる。

以上を踏まえ、請求人の主張する諸点をさらに詳しく見ることとする。

② 本件給付金に関する議案提出の経緯について

請求人は、本件給付金が他の支援金の実施などとまとめて1つの議案とされ、12月定例会の閉会前日に議会に提出されたことが、本件特例措置が事業者Aのためだけに設けられた証拠であると主張する。

しかし、本件給付金自体事業者Aのみを対象としたものではないから、これらのことを本件特例措置が事業者Aのためだけに設けられたことの根拠とすることは困難である。

よって、請求人の主張は採用できない。

③ 本件特例措置と本件給付金交付要綱について

請求人は、本件特例措置を受けて本件給付金交付要綱が改正されたことが、本件特例措置が事業者Aのためだけに設けられた証拠であると主張する。

しかし、本件特例措置は個々の補助金交付の準則となるものであるから、本件給付金交付要綱が本件特例措置を受けてされたことのみをもって、本件特例措置が事業者Aのためだけに設けられたと判断することは困難である。

もっとも、確かに、請求人主張のとおり、本件特例措置と本件給付金交付要綱の決裁日はおよそ3週間間隔と間近い（第4-1-(7)・(9)）。

この点につき、監査対象機関は、第3-4-(2)-2.-①記載のとおり本件給付金についても市税等の滞納の有無を確認することなく交付すべきではないかと検討したことが本件特例措置を設ける契機の1つとなったと説明する。

そして、制度開始の契機の1つである個別事例が、開始から間近い時期に制度を利用する第1号となったからと言って、その制度がその個別事例のためだけに作られたと評価することはできない。

よって、請求人の主張は採用できない。

④ 事業者Aの交付申請時期について

請求人は、事業者Aが、本件給付金第2期の申請期間初日に交付申請を行ったことも、本件特例措置が事業者Aのためだけに設けられた証拠であると主張する。

しかし、本件給付金第2期は申請開始の3日前には市の公式ホームページで周知が開始されている（第4-1-(9)）。

よって、本件給付金第2期の申請期間初日に交付申請を行うことが困難な状況があったとは言えず、請求人の主張は採用できない。

⑤ 事業者Aの交付決定時期について

請求人は、事業者Aに対する本件給付金の交付決定が交付申請の2日後であることも、本件

特例措置が事業者 A のためだけに設けられた証拠であると主張する。

確かに、請求人の主張するとおり、第 1 期に申請した 4 事業者が申請から決定までおよそ 3 週間から 1 週間で要していることと比較すると、第 2 期の事業者 A の交付決定に至る期間は短い。(第 4 - 1 - (6) (9))

しかし、第 1 期の申請では、最初に申請した事業者 D に関する審査に長期間を要したため、残りの事業者に対する決定が同 D に対する決定を待って行われた。また、第 1 期に申請した各事業者には追加書類などが必要になった一方、事業者 A の提出書類には不備がなかった。(第 4 - 1 - (6) (9))

これらの事情からすれば、事業者 A に対する交付決定が他の事業者と比較して速やかに行われたのは、受付順や事務処理手続きとの関係によるものと考えられる。

よって、請求人の主張は採用できない。

⑥ 本件給付金交付要綱の改正をめぐる経緯について

なお、監査対象機関に対し、第 1 期には本件給付金に「市税の滞納がないこと」という要件を付したのに対し、第 2 期では外した経緯を確認したところ、第 3 - 4 - (2) - 1. - ③記載のとおりであった。

補助金交付基準は新型コロナウイルス感染症拡大のような事態を想定して制定されたものではないものの、その拡大後も補助金に関する市の準則であった。このことからすれば、監査対象機関が交付対象事業者間での税納付に関する公平性と本件給付金の目的との間で悩み、当初から同要件を付さないことに躊躇するのは理解できる。また、結果としては、第 2 期申請は事業者 A からの申請だけであったが、市税の交付要件を緩和したことは、本件給付金が持続化給付金との性質・目的が同じであるという理由からであり、合理性があるため、監査対象機関の主張は肯定し得るものである。

以上より、請求人の主張するように、本件給付金交付に関して、事業者 A だけのために本件特例措置が設定され本件給付金交付要綱が改正されたとは断言できるものではなく、本件給付金交付要綱の改正には合理性があり、本件特例措置を設けたこと自体が公正性を著しく害する違法な措置であるとは言えない。

(3) 請求人が、事業者 A に本件給付金を交付したことは本件特例措置の運用基準に違反していると主張する点について

請求人は、事業者 A に対する本件給付金の交付が本件特例措置の運用基準に違反すれば、当然に違法なものであると主張していると考えられる。

本件特例措置は、上記第 4 - 1 - (3) - 1. に記載の法 232 条の 2 が地方公共団体の長に認めた裁量権につき、その行使の内部基準を定めたものである。上記昭和 53 年最高裁判例によれば、事業者 A に対する本件給付金の交付決定が処分に該当し、かつ、本件給付金の交付決定が本件特例措置に違反するとしても、当然に違法となるとは限らないと考えられる。以上のことを前提に判断する。

1. 本件給付金の申請者に対する本件特例措置の適用について

請求人の主張によれば、同人は本件特例措置 (第 4 - 1 - (7)) は個別の申請者ごとに適用されると解しているように思える。しかし、本件特例措置は「補助金」ごとに適用されるもので、

個別の申請者ごとに適用されるものではない。

そして、本件給付金は、交付対象者を定めるにあたり、過去に本件給付金の交付を受けたことがないことは要件としているが、その他の給付金の交付に関しては何ら要件としていない。

(本件給付金交付要綱第3条)

請求人の主張に沿うような要件が存在しないにもかかわらず、市がそのような理由で補助金不交付決定を行ったとしたら、自ら制定した本件給付金交付要綱を恣意的に変更運用するものとして、違法な決定との評価を受けざるを得ないと考えられる。

2. 本件給付金に対する本件特例措置の適用について

もっとも、請求人の主張は、本件特例措置の考え方によれば、本件給付金に本件特例措置を適用できない旨を意図している可能性もある。念のためこの点についても判断する。

本件給付金は、令和4年の一定期間のうち1ヶ月の月間売上高のコロナウイルス感染症拡大前からの減少額をもとに交付額が決定されるものである。このため、その目的は減少した売上高を補填することにより、対象事業を下支えするものであると考えられる。また、本件給付金は、交付額が1ヶ月の売上高の減少額によって算定されることからすれば、交付の効果は何ヶ月にも渡り続くようなものではなく、交付時期の対象事業の下支えを目的としたものと考えられる。

旅行業等給付金は、令和2年度及び3年度のそれぞれについて、一定期間のうち1ヶ月の月間売上高のコロナウイルス感染症拡大前からの減少額をもとに交付額が決定されるものである。このため、本件給付金同様、旅行業等給付金も交付時期の対象事業の下支えを目的としたものと考えられる。

また、本件給付金の財源は全額が市の一般財源であるのに対し、旅行業等給付金の財源は、令和2年度も3年度も全額が国庫補助金である(第4-1-(1)(10))。

以上のことを考慮すれば、監査対象機関の旅行業等給付金と本件給付金はそれぞれの交付時期での対象事業の下支えを目的とした全く別のものであるとの主張に著しい過誤、欠落があるとは評価できない。よって、旅行業者等給付金は令和4年度までコロナ禍が継続してもその事業継続を下支えできるほどのものではないとして、本件給付金に本件特例措置を適用することが、本件特例措置の考え方に違反するとは言えない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

3. 事業者Aに対する本件給付金交付の公益上の必要性

以上を踏まえると、本件特例措置には合理性があり、本件給付金に本件特例措置を適用することが同措置の考え方に違反するとは言えないことから、本件特例措置の適用の結果制定された本件給付金交付要綱に基づいた事業者Aに対する本件給付金の交付決定に裁量権の逸脱濫用はなく、本件給付金の交付決定に公益上の必要性があるとの市の判断が尊重され则认为する。

① 事業者Aの旅行業等給付金の受給について

なお、請求人主張のとおり、事業者Aは過去に旅行業等給付金を受給している(第4-1-(10))。

この点につき、第3-4-(2)-1.-①③のとおり、監査対象機関は、大規模宴会場等設置事業者には令和4年度になっても大人数の飲食を伴う会合の自粛の影響が継続する一方、大規模な

宴会場の維持費を要するために危機的状況が増幅していたと説明している。そして、要望書等の記載内容（第4-1-(14)）や第4-1-(15)のとおり市内でも同年9月半ばまでは大人数・長時間の会合が禁止されており大人数で飲食を伴う宴会場の利用は控えられていたことなどを考慮すると、監査対象機関の説明が合理性を欠くとは言えない。

以上を踏まえると、本件給付金は、令和4年度になってもなお新型コロナウイルス感染症拡大の影響が同事業者に及ぶ中、その事業の形態上当然に高額な経費を要するという同事業者特有の危機的状況のもとで交付されたと評価できる。このほか、第4-2-(3)-2.のとおり旅行業等給付金が交付時期の対象事業の下支えを目的とするもので財源も本件給付金と異なることも併せ考慮すれば、事業者Aが令和2・3年度に旅行業等給付金の交付を受けたからと言って、本件給付金を受けていない者との間に著しい不公平が生じているとは言えない。

② 事業者Aが市税等の納付の有無の確認を経していないことについて

また、事業者Aは、本件給付金の交付を受けるにあたり、市税等の納付の有無の確認を経していない。

この点につき、とりわけ新型コロナウイルス感染症拡大以降、国の実施する持続化給付金（第4-1-(4)）など原資への納付の有無を問わない全国的な支援策が実施されるようになったこと、市も第4-1-(5)のとおりコロナに関して原資への納付の有無を問わない支援策を複数実施していることなどを考慮すると、原資への納付の有無の確認を経ることなく支援を受けた者は事業者Aに限られない。

また、第4-1-(4)のとおり、持続化給付金の目的や性質は新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支えるために事業全般に使える給付金を支給することにある。これは本件給付金の目的・性質と同一である。よって、原資への納付の有無の確認を経ることなく、事業の下支えのための支援を受けた者も事業者Aに限られない。

よって、事業者Aが市税等の納付の有無の確認を経していないからといって、本件給付金を受けていない者との間に著しい不公平が生じているとは言えない。

以上より、請求人の主張する事情を考慮しても、本件給付金が事業者Aに交付されることによって公益上の必要性を認められなくなるものではない。

③ 本件給付金の額について

事業者Aに交付された本件給付金は500万円である。第1期に交付された事業者（事業者B、事業者C、事業者D）との金額の多寡はあるものの、第4-1-(3)-3.のとおり算定されており、他の3事業者と算定方法は同じであるため、事業者Aに給付された本件給付金の額が著しく不公正とは言えないものである。

(4) 誓約書について

請求人は事業者Aの誓約書の虚偽記載を主張しているが、誓約書の誓約内容は、第4-1-(12)で記載のとおり様式第2号（5条関係）に表記されているものであり、過去に本件給付金を受給したことはないため、虚偽には当たらない。

3 まとめ

本件給付金に補助金交付基準の特例措置を適用し、事業者 A に交付したことは、旅行業等給付金との相違点などから総合的に勘案しても、著しく不公正となるものではなく違法や不当には当たらないと判断する。

また支出についても適正に行われており、補助金交付規則第 17 条の取消事由及び本件給付金交付要綱第 8 条に規定する交付金の返還事由もないため事業者 A に給付金を返還させるべき理由も認められない。

これらの事情を総合的に考慮すると、事業者 A に対する本件給付金の交付に違法性や不当性はないと判断した。その他の請求人の主張内容を考慮しても、いずれも前記判断を左右するに足りるものではない。

4 結論

以上のことから、本件給付金の交付は、違法又は不当な公金の支出とは認められず、請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

5 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、公益上の必要性が求められる給付金の交付において、交付手続きでこのような疑念を抱かせたことは、行政としての説明責任が果たされていないことの表れであり、誠に遺憾である。

本件給付金は、持続化給付金の性質や目的を踏まえたものであることから、税の滞納がないことを要件としないことについては当然想定されていた。制度設計時より議論されていたのであれば、2 段階に分けて申請受付を行うことなどを本件給付金交付要綱で明記し、第 1 期の交付申請前に、市報、市の公式ホームページ及び商工会議所ニュースなどで事業者にわかりやすく周知するべきであったと考える。

コロナ禍における緊急事態宣言などの影響により業績が悪化し低迷する業種に対する支援であるため、本件給付金の交付は、迅速に対応すべき案件であった。しかし、市議会への本件給付金の補正予算の提出の時期等や本件給付金に関する様々な事務手続が、市民に疑念を抱かせた要因となったものと推察する。今後の行政執行においては、より一層の公正な予算執行や透明性の向上に努められたい。